

G 7 データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル

プライバシー保護に配慮した年齢認証に関する声明

1. 2025 年 6 月に G 7 データ保護・プライバシー機関行動計画¹の採択及び「先端技術がプライバシー、特にこどものプライバシーに及ぼし得る影響を引き続き注視する」とのコミットメントを受け、G 7 データ保護・プライバシー機関は、データ保護・プライバシーの観点から、年齢認証ソリューションの運用によって生じる最近の動向と課題について議論するため会合を開催した。
2. G 7 の各法域の個別の規制枠組みや戦略が、デジタル環境におけるこどもの保護を強化することに努めていることに注目する。この保護の実践には、適切な場合にオンラインサービスプロバイダーによる年齢認証の使用を奨励することを含み得る。これには、例えば、他のより侵害性の低い手段ではこどもへのリスクを効果的に軽減できない場合、国内法がサービス（ソーシャルメディアなど）の利用に最低年齢を定めている場合又は未成年者に特定のコンテンツ（例：ポルノ・コンテンツ）へのアクセスを禁止しているような場合を含み得る。
3. この点に関し、我々は、2026 年 5 月 29 日にパリで採択された G 7 デジタル・技術閣僚宣言及び青少年のためのより安全・安心なデジタル空間を定義する G 7 共通原則に留意する。同原則は、「効果的な年齢確認は、青少年にとってより安全・安心かつ年齢に適した利用体験を確保する上で不可欠である。」と述べている。また、G 7 デジタル・技術大臣会合の「堅牢で信頼性が高く、リスクに応じた適切なものであり、権利を尊重し、プライバシーを保護し、かつ連携可能な年齢確認の仕組み」を活用するとのコミットメントを歓迎する。
4. 年齢認証は有用である一方、我々は、デジタル環境におけるこどもの保護に貢献できる利用可能なツールの一つに過ぎないことを認識する。ペアレンタルコントロールシステム、そしてより広く、こども及び責任を負う大人の両方を対象としたデジタルリテラシーの取組もまた、オンラインにおいてこどもを保護するにあたって重要である。オンラインにおける年齢認証は、適切なプライバシー保護を伴って利用され、かつ特定の文脈に限定されるべきであることを我々は強調する。これは、無差別な年齢認証技術の使用は個人の権利と自由に対して重大なリスクをもたらす可能性があるためである。
5. 年齢認証技術がデジタル環境におけるこどもの保護という課題に対処するために進化していることを認識し、その開発プロセスにおける相互運用性、信頼性及びプライバシーに重点を置くことを支持する。

¹ [G7 Data Protection and Privacy Authorities' Action Plan in June 2025](#)

6. 一部のデータ保護・プライバシー機関が既に行っている、プライバシーを保護する方法で年齢認証ツールを運用するためのガイダンスを提供する取組を歓迎し、「年齢認証についての共通の国際的アプローチに関する共同声明」²、「年齢認証に関するEDPB声明」³、「FTCのCOPPAポリシー声明」⁴及び「OPCカナダの年齢認証ガイダンス」⁵に注目する。また、年齢認証システムのフレームワークを確立するISO 27566 フレームワーク⁶のような国際的な取組にも注目する。

7. 我々は、年齢認証技術によって提起される以下の主要なデータ保護及びプライバシーに関する問題（以下を含むが、これに限定されない。）に注目する。

a. **権利と自由の保護**：年齢認証の方法は、表現の自由や情報へのアクセス権といった、適用される法的枠組みに沿った個人の権利と自由を遵守するとともに、特にこどものオンライン上における利益、安全及び福祉に最大限配慮すべきである。

b. **プライバシーリスクの防止と目的の限定**：年齢認証の方法は、個人のプライバシーに不必要なリスク（第三者が関与する場合を含む。）をもたらすことを避けるべきであり、個人を識別・追跡・プロファイリング・監視することを可能とするために利用されるべきではない。同様に、年齢認証プロセスの結果は、年齢認証が必要となった本来の目的以外に使用されるべきではない。

c. **収集、利用及び保存の制限**：ユーザーの年齢を特定するために必要な情報の収集、利用及び保存は、適用される法的枠組みを遵守した上で、年齢認証の特定の目的を達成するために必要な範囲に限定されるべきである。

d. **有効性**：年齢認証方法は、正確かつ文脈に照らし比例的なアプローチによって、意図した目的を満たすため（例えば、アクセス可能性、信頼性及び堅ろう性に関して）効果的なものであるべきである。

e. **適法性、公正性及び透明性**：年齢認証に関与するオンラインサービスプロバイダー及び全ての第三者は、適用される法的要件に準拠した方法で個人データを取り扱い、明確で分かりやすい情報を、こどもを含むユーザーへ、通知の中で提供すべきである。

f. **プライバシー・バイ・デザイン**：年齢認証の設計、実装及び運用の各段階においてプライバシーを考慮することは、利用可能な最新の技術水準に沿って個人のプライバシーが保護されることを保障することを援助し得るものであり、一部の法域では要件とされ得る。これには、保護の有効性を定期的に評価することも含む。

² <https://ico.org.uk/for-organisations/uk-gdpr-guidance-and-resources/childrens-information/childrens-code-guidance-and-resources/joint-statement-on-a-common-international-approach-to-age-assurance/introduction/>

³ https://www.edpb.europa.eu/system/files/2025-04/edpb_statement_20250211ageassurance_v1-2_en.pdf

⁴ [FTC Issues COPPA Policy Statement to Incentivize the Use of Age Verification Technologies to Protect Children Online | Federal Trade Commission](#)

⁵ [News release: Privacy Commissioner of Canada launches new age assurance guidance to support organizations - Office of the Privacy Commissioner of Canada](#)

⁶ [ISO/IEC 27566-1:2025 - Information security, cybersecurity and privacy protection — Age assurance systems — Part 1: Framework](#)

g. **セキュリティ** : 年齢認証に関与するオンラインサービスプロバイダー及び全ての第三者は、情報の機微性及び内包されるリスクのレベルを考慮した上で、個人データのセキュリティを確保するための合理的で適切な技術的及び組織的措置を実施すべきである。

8. 我々は、G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルの枠内において年齢認証の文脈で個人データ及びプライバシー保護についての情報を交換し続けること、年齢認証に関するこれらの重要な課題及びプライバシー原則を推進するために他の国際フォーラムにおける議論への貢献方法を検討し続けることを合意する。また、我々は、年齢認証の使用に際して適用され得るプライバシー保護に配慮した原則を推進するため、メディア及びオンライン安全分野を含む他の権限を有する規制当局との関与を継続することにコミットする。